

○特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内
における屋根の構造方法を定める件

(平成十二年五月二十四日)

(建設省告示第千三百六十一号)

改正 平成二十七年 一月二九日国土交通省告示第一八一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十二条第一項の規定に基づき、特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を次のように定める。

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の六各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十三条に規定する屋根の構造（令第三百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とすることとする。

第二 令第百九条の六第一号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十三条に規定する屋根の構造とすることとする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年一月二九日国土交通省告示第一八一号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。